

平成20年度版

中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣制度のご案内

こんなお悩みをお持ちの中心市街地の方に、機構登録の専門家が適切にアドバイスを行います。

魅力あるまちを作りたい！
協議会を設置したいけどどうしたらいいの？
協議会が設置されたもののなかなかうまく運営出来ない。

■■中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)制度とは■■

中心市街地の活性化に関して悩みを持つ中心市街地活性化協議会(立ち上げようとする組織・団体を含む)に対して、実務知識、ノウハウを持つアドバイザーを派遣する公的サービスです。

10人・日まで無料

- ・派遣累計日数が10人・日まででは派遣に係る費用を中小機構が負担します。
- ・11人・日から報酬の一部(1日あたり16,700円)が利用者負担になります)

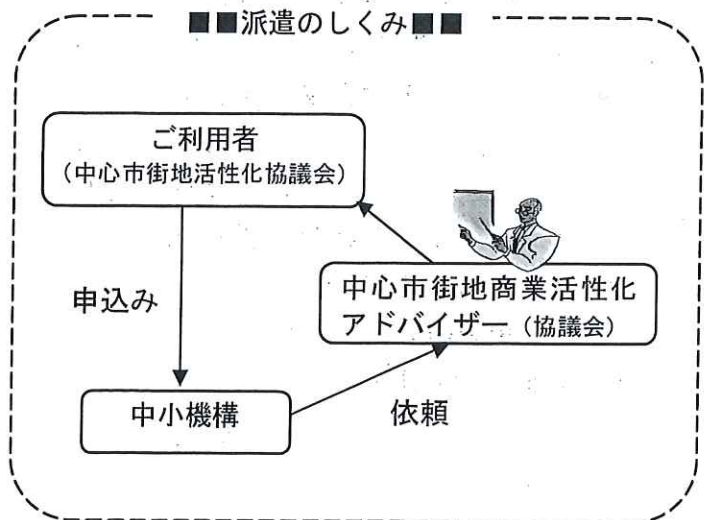
年間120人・日までご利用が可能

- ・年間で最大120人・日までご利用できます。

専門家が対応

- ・中心市街地の活性化に関して様々な知識・経験・ノウハウを持つスペシャリストを派遣します。

■■派遣のしくみ■■



■■ご利用できる方■■

- ①中心市街地活性化協議会
- ②中心市街地活性化協議会を立ち上げようとする組織・団体
(例:商会議所・商工会、まちづくり会社 等)

■■申込方法■■

別添申込書にご相談内容及び希望アドバイザー等、必要事項をご記入の上お申込みください(派遣の内容・方法等については、お気軽に下記あてご相談ください)。

制度の詳しい内容や手続方法等につきましては、次ページ以降の各項目をご覧ください。

派遣申込みと同時に都道府県担当課に派遣申込書(写)をご送付してください。

お問合せ
はこちら

中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 まちづくり推進課

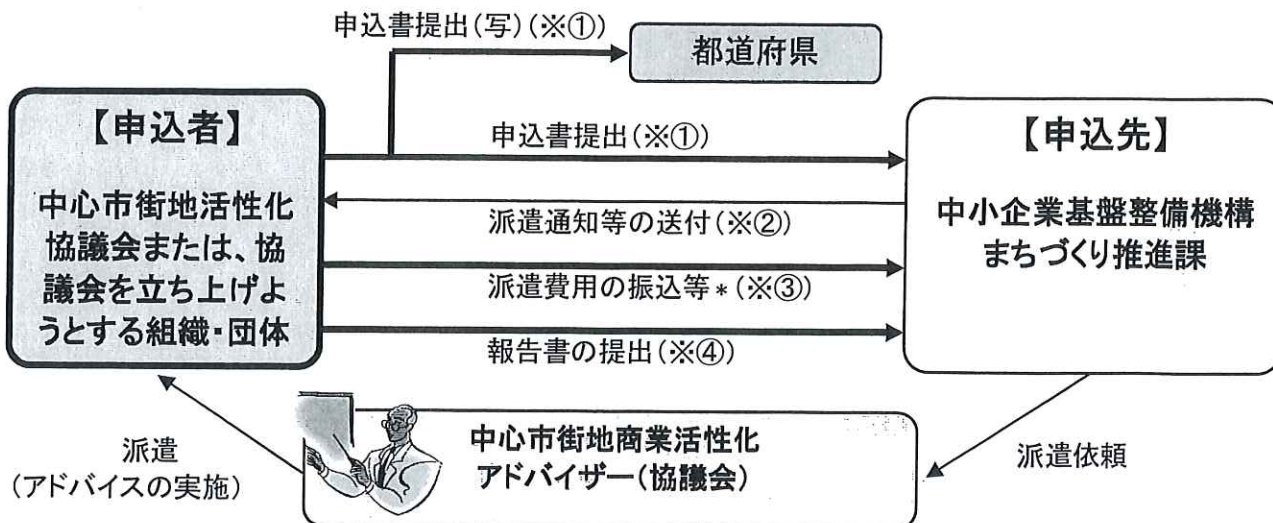
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

TEL 03-5470-1632 FAX 03-5470-1178

URL <http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/>

Ⅲ. 中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣の申込手続き

中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)の派遣を申し込まれる場合の手続きは、次のとおりです。



* 上記③については、年間の派遣日数が10人・日を越える場合の手続となります。

※① 申込み手続き(協議会→中小機構)

派遣申込者は、次の書類全てに必要な事項を記入し、中小機構に送付して下さい。なお、派遣申込みと同時に都道府県担当課に派遣申込書(写)を必ず送付して下さい。

(初回申込み時に必要な書類)

- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣申込書」(様式第1)
- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣希望月報」(様式第2)
- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)年間利用計画書」(様式第3)
- ・「中心市街地活性化への取り組み状況説明書」(様式第4)

(2回目以降申込み時に必要な書類)

- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣申込書」(様式第1)
- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣希望月報」(様式第2)

※② 派遣通知及び受益者負担振込依頼書(中小機構→協議会)

中小機構は、アドバイザー選定後に派遣申込者に対し、「派遣通知書」(様式第7)を送付して、アドバイザーの派遣予定についてご連絡いたします。同時に、一の協議会に対する派遣累計日数(実働日)が10人・日を超える場合には、「振込依頼書」(様式第8)を送付します。

※③ 振込(協議会→中小機構)

受益者負担が発生する場合は、振込依頼書の金額等を確認し中小機構へ振り込んでください(この場合、振込手数料は申込者負担となります)。また、誠に恐縮ですが、事務の迅速化を図るため「振込依頼書」(様式第8)に振込日、振込銀行を記入し、振込み控えを添付の上、中小機構あてFAXして下さい。なお、振込は原則として派遣開始日の7営業日前(土日、祝日を含めません)までに行ってください。

※④ アドバイス内容報告(協議会→中小機構)

申込者は、アドバイス終了後「アドバイス内容報告書(アンケート)」(様式第12)にアドバイスを受けた日時、内容等を記載し、速やかに電子メール(送信先: machi-ad1@smrj.go.jp)または郵送いただきますようお願いいたします(報告書の様式は中小機構HP(<http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/>)からダウンロードして下さい)。

中小機構HP(トップページ) > 経営支援 > 高度化事業への支援 > アドバイザー派遣事業